

表2 仙台市の第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料（平成27～29年度）

区分	所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料（月額換算）
基準額より軽減される方	1	生活保護を受けている方 世帯員全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方	0.50	2,747円
	2	世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	0.50	2,747円
	3	世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超え、120万円以下の方	0.65	3,571円
	4	世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方	0.75	4,120円
	5	本人が市町村民税非課税（世帯に市町村民税課税の方がいる場合）で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	0.85	4,669円
基準額の方	6	本人が市町村民税非課税（世帯に市町村民税課税の方がいる場合）で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方	1.00	5,493円
	7	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.10	6,043円
基準額より増額される方	8	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.25	6,867円
	9	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	8,240円
	10	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	1.65	9,064円
	11	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	1.85	10,163円
	12	本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が700万円以上の方	2.00	10,987円

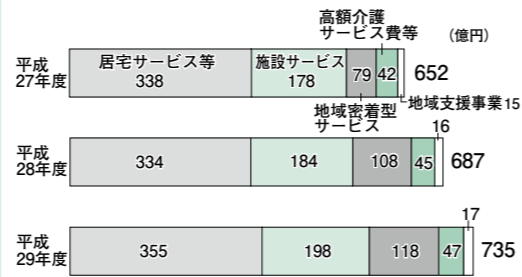
新しい介護保険料は6月中旬に通知します

平成27年度の保険料は、前年の所得状況等を基にあらためて計算して決定されます。特別徴収（支給される年金からの差し引きでの納付）・普通徴収（銀行等の窓口や口座振替での納付）のいずれの方にも、6月中旬に通知します。

なお、特別徴収の方の4月・6月分の保険料は、4月上旬に発送する介護保険料決定通知書（仮徴収分）でご確認ください。

問区役所障害高齢課、総合支所保健福祉課（☎は8ページ）

図2 保険給付費等の見込み（平成27～29年度）



介護保険料が変わります
65歳以上の方に負担していただく介護保険料の基準額は、本年度から平成29年度まで月額で5493円となり、これまでより351円増加します。
この保険料は、今後3年間の要介護等の認定者数や、サービスの利用者数の見込みなどを基に推計した、保険給付費等の合計額2074億円（内訳は図2）に、市の

介護保険事業財政調整基金（23億円）を充てた上で算出しました。基金を充てることで、月額2777円の軽減を図っています。
また、被保険者ごとの保険料の段階については、これまでどおりの12段階としています（表2）。



仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、市役所本庁舎1階市政情報センター、宮城野区・若林区・太白区情報センターのほか、市ホームページでもご覧いただけます

この特集に関するお問い合わせは
高齢企画課☎214・8167（介護保険に関しては、介護保険課☎214・8246）



少子高齢化が進む中、市では高齢の方が元気で充実した生活を送ることができるよう、「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」【計画期間：平成27～29年度】を策定しました。



地域包括支援センターでは、高齢の方や家族の相談に応じ、必要な支援につなげます

基本目標と施策の柱
この計画は、基本目標を「高齢者がその尊厳を保ち、健康で生きがいを感じながら、社会を支え続ける」とともに、支援が必要になっても地域で安心して暮らすことができる社会の実現を目指します」と定めています。
必要なサービスを着実に提供しながら、多様な地域資源の連携によって高齢の方を支えるとともに、高齢の方自らが、社会を支える存在であり続ける姿を目指して、「8つの施策の柱」（表1）に基づく取り組みを推進します。
さまざまなサービスを一体的に提供
介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができる

表1 8つの施策の柱と主な取り組み

① 高齢者の社会参加・生きがいの促進	●社会参加活動の推進 ●多彩な生涯学習の展開
② 介護予防に積極的に取り組める環境の整備	●一人一人の介護予防・健康づくりの取り組み ●地域での介護予防の取り組みを推進するための環境づくり
③ 地域における支え合いの体制づくり	●地域の関係機関による支援の充実 ●在宅生活を支える多様な支援 ●高齢者虐待の防止と権利擁護
④ 地域で認知症の方とその家族を支える体制の整備	●認知症の方とその家族への支援 ●保健、医療、福祉の専門職による支援 ●地域における認知症の正しい理解と支え合い
⑤ 多職種連携による在宅での療養・介護提供体制の構築	●多職種連携による支援体制の充実 ●地域包括支援センターの機能強化 ●専門職によるマネジメント機能の充実
⑥ 日常生活圏域を中心とした介護サービス基盤の整備	●介護サービス基盤の整備 ●多様な居住基盤の整備とサービスの質の確保
⑦ 将来にわたる介護人材の確保	●サービスを担う人材の確保 ●質の高いサービスを提供できる人材の確保 ●地域での人材の確保
⑧ 多様な生活ニーズに対応した快適で安心できる暮らしの確保	●在宅での生活を可能とする各種施策の実施 ●快適に暮らしていくための環境の整備 ●安心できる暮らしの確保

きるよう、医療・介護・介護予防・住まいおよび日常生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に努めます。
また、特別養護老人ホームをはじめとする介護サービスの基盤整備（図1）を進めます。地域包括支援センターについては、泉区の南中山中学校区に新設し計50カ所にするほか、高齢者人口を基準とした配置職員の増員や、関係機関とのネットワークづくり等を担う専任職員の配置等も順次行い、センターの機能強化を図ります。

図1 施設整備の数値目標（平成27～29年度）

特別養護老人ホーム 700人分	介護老人保健施設 360人分	認知症高齢者グループホーム 360人分
小規模多機能型居宅介護事業所 12事業所	特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホームなど） 360人分	

高齢の方が地域で安心して暮らせるように